

乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書

今日、少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながるものであり、社会経済や社会保障の在り方にも重大な影響を及ぼすなど懸念されている。こうした状況のもとで、子育て家庭の経済的負担を軽減するためにも、乳幼児医療費助成制度が全国の多くの自治体で実施されており、病気の早期発見や早期治療とともに、治療の継続を確保するうえで、極めて重要な役割を担っている。

また、貧困と格差が広がり家計が大変になり、子どもたちを取り巻く情勢はますます厳しくなっている。子どもの医療費助成制度の対象年齢を過ぎると「受診控え」が増え、親の経済状態によっては大きなけがや病気でも病院に行けないということも起こっているという。

大阪府は来年度から乳幼児医療費助成制度の補助対象年齢を就学前児童までに拡大し、所得制限を現在の児童手当の所得基準、標準世帯の夫婦と子ども2人で収入860万円から514万円に引き下げ、厳しくする方針を各市町村に示した。所得制限を厳しくすることで、今まで、9割の世帯の子どもが対象になっていたのに、6割の世帯の子どもしか対象にならなくなる。

これでは島本町の助成制度の拡充も、到底、近隣市町に追いつくことができない。

よって、本町議会は、大阪府に対して補助対象年齢は小学校3年生まで、所得制限はせめて現行基準にしていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

大阪府三島郡島本町議会